

# 第 46 回大阪府学校教育審議会

日 時：令和 5 年 7 月 13 日（木）14：00～

会 場：ホテルアウリーナ大阪 4 階 金剛

## 次 第

1 開 会

2 会長選出

3 審 議

(1) 諮問

(2) 府立高校における現状と課題、検討の方向性等について

3 閉 会

## 配付資料

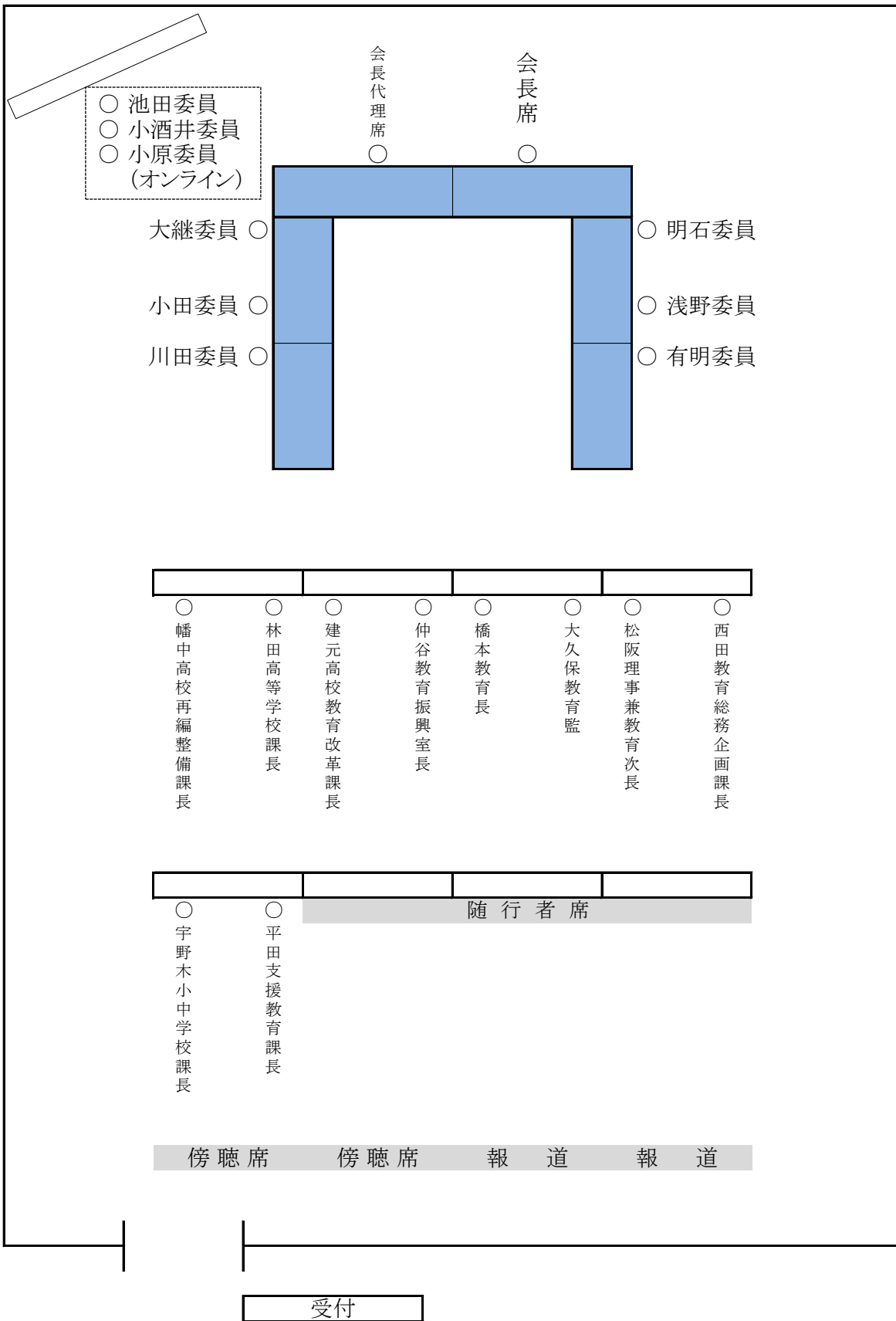
- ・次第
- ・大阪府学校教育審議会委員名簿兼出席者名簿
- ・配席図
- ・大阪府学校教育審議会規則
- ・資料 1 「諮問書（写し）」
- ・資料 2 「第 46 回大阪府学校教育審議会資料」

## 第46回 大阪府学校教育審議会委員名簿兼出席者名簿（案）

（五十音順）

氏名	職名	分野	第46回会議
明石 一朗	関西外国語大学短期大学部 教授	教育学	出席
浅野 良一	兵庫教育大学大学院 特任教授	教育学	出席
有明 三樹子	りそなビジネスサービス株式会社 専務取締役	企業関係者	出席
池田 佳子	関西大学 教授	日本語教育、国際教育	出席 (オンライン)
大継 章嘉	大阪教育大学 学長補佐 特任教授	教育学、教育行政	出席
小田 浩伸	大阪大谷大学 教育学部長 教授	特別支援教育	出席
川田 裕	学校法人常翔学園 理事	工学	出席
小酒井 正和	玉川大学 教授	ICT	出席 (オンライン)
小原 美紀	大阪大学大学院 教授	労働経済学	出席 (オンライン)
巽 葉子	大阪府公立学校 スクールカウンセラー スーパーバイザー	臨床心理学、発達心理学 学校臨床	欠席

# 配席図



## ○大阪府学校教育審議会規則

昭和四十三年四月十日  
大阪府教育委員会規則第四号  
改正 昭和四五年四月三日教委規則第四号  
昭和四七年一二月二三日教委規則第一三号  
昭和五一年三月三十一日教委規則第六号  
昭和五二年六月一三日教委規則第八号  
昭和五四年十一月五日教委規則第八号  
昭和五六年三月三十一日教委規則第二号  
昭和六〇年三月三〇日教委規則第四号  
昭和六〇年一二月二三日教委規則第一一号  
昭和六〇年一二月二三日教委規則第一二号  
昭和六三年四月一日教委規則第二号  
平成四年三月三十一日教委規則第八号  
平成一一年三月三十一日教委規則第二号  
平成一二年七月四日教委規則第一六号  
平成一八年三月三十一日教委規則第四号  
平成一九年三月三〇日教委規則第一一号  
平成二〇年七月三〇日教委規則第一七号  
平成二三年三月二八日教委規則第三号  
平成二四年三月三〇日教委規則第三号  
平成二四年十一月一日教委規則第三五号  
平成二八年三月三十一日教委規則第一五号  
令和二年一二月一一日教委規則第一七号  
令和四年三月二十八日教委規則第四号

大阪府学校教育審議会規則をここに公布する。

### 大阪府学校教育審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府附属機関条例（昭和二十七年大阪府条例第三十九号。以下「条例」という。）  
第六条の規定に基づき、大阪府学校教育審議会（以下「審議会」という。）の組織、委員及び専門委員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償の額その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭六〇教委規則四・平一二教委規則一六・平二四教委規則三・一部改正)

(職務)

第二条 審議会は、大阪府教育委員会（以下「委員会」という。）の諮問に応じて、条例別表第一第二号に掲げる当該担当事務について調査審議し、及びこれらの事項について委員会に意見を述べるものとする。

(昭五六教委規則二・昭六〇教委規則一二・平二四教委規則三・令二教委規則一七・一部改正)

(組織)

第三条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者その他適当と認める者のうちから委員会が任命する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(昭六〇教委規則一二・平一二教委規則一六・令二教委規則一七・一部改正)

(専門委員)

第四条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、委員会が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了するまでの間在任する。

(平一二教委規則一六・全改、令二教委規則一七・一部改正)

(会長)

第五条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(平一二教委規則一六・全改)

(会議)

第六条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(昭六〇教委規則四・一部改正、平一二教委規則一六・旧第八条繰上・一部改正、令四教委規則四・追加)

(部会)

第七条 審議会に必要な応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員等は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれにあたる。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。
- 5 前条の規定にかかわらず、審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
- 6 第十条の規定にかかわらず、部会の庶務は、部会における審議事項を担当する所属において行うことができる。

(平一二教委規則一六、令四教委規則四・追加)

(報酬)

第八条 委員等の報酬の額は、日額八千三百円とする。

(昭四七教委規則一三・昭五一教委規則六・昭五二教委規則八・昭五四教委規則八・昭五六教委規則二・昭六〇教委規則四・昭六三教委規則二・平四教委規則八・一部改正、平一二教委規則一六・旧第十条繰上・一部改正、平二四教委規則三・平二八教委規則一五・一部改正)

(費用弁償)

第九条 委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(昭六〇教委規則四・昭六〇教委規則一一・昭六三教委規則二・平一一教委規則二・一部改正、平一二教委規則一六・旧第十一条繰上・一部改正、平一八教委規則四・平二〇教委規則一七・平二四教委規則三・一部改正)

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、大阪府教育庁教育総務企画課において行う。

(昭五六教委規則二・一部改正、平一二教委規則一六・旧第十三条繰上、平二四教委規則三・旧第十一条繰上、平二八教委規則一五・一部改正)

(委任)

第十一条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(昭六〇教委規則四・一部改正、平一二教委規則一六・旧第十四条繰上、平二四教委規則三・旧第十二条繰上)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 大阪府教育課程審議会規則(昭和二十八年大阪府教育委員会規則第一号)は、廃止する。
- 3 委員等の報酬の額は、平成二十年八月一日から平成二十三年三月三十一日までの間において、第八条第一項の規定にかかわらず、日額八千八百円とする。

(平二〇教委規則一七・追加)

附 則 (昭和四五年教委規則第四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四七年教委規則第一三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五一年教委規則第六号)

この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五二年教委規則第八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五四年教委規則第八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五六年教委規則第二号)

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年教委規則第四号)

この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年教委規則第一一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六〇年教委規則第一二号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和六十一年一月十二日から施行する。

附 則 (昭和六三年教委規則第二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成四年教委規則第八号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に委員となっている者の任期については、改正後の大阪府学校教育審議会規則第六条の規定にかかわらず、平成五年三月三十一日までとする。

附 則 (平成一一年教委規則第二号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

(大阪府学校教育審議会等の委員の費用弁償の額の特例に関する規則の廃止)

- 2 大阪府学校教育審議会等の委員の費用弁償の額の特例に関する規則(昭和五十四年大阪府教育委員会規則第七号)は、廃止する。

附 則 (平成一二年教委規則第一六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年教委規則第四号)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年教委規則第一一号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年教委規則第一七号)

この規則は、平成二十年八月一日から施行する。

附 則 (平成二三年教委規則第三号)

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年教委規則第三号)

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年教委規則第三五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年教委規則第一五号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（令和二年教委規則第一七号）

この規則は、公布の日から施行する。



大阪府学校教育審議会会長 様

次の事項について、諮問します。

「府立高校改革の具体的な方向性と  
それを踏まえた入学者選抜制度のあり方について」

令和5年7月13日

大阪府教育委員会



## 1 諮問事項

「府立高校改革の具体的な方向性と  
それを踏まえた入学者選抜制度のあり方について」

### <審議のテーマ>

- ・全日制課程を志願する生徒の減少について
- ・多様なニーズに応える学習機会の保障
- ・これからの府立高校改革の方向性
- ・上記を踏まえた入学者選抜制度の検討

## 2 諮問理由

大阪府では、「今後の府立高校のあり方等について（答申）」（令和4年1月）において提言された、「生徒の多様性に応じて誰一人取り残すことのない教育」「個性や才能を伸ばし自己肯定感をはぐくむ教育」の実現に向けた取組みを進めている。

一方、約3年間に及ぶ新型コロナウイルスの影響に加え、子どもたちや保護者の学びへのニーズの多様化を背景に、全日制課程を志願する生徒が減少しており、通信制課程への進学率は上昇傾向にある。また、コロナ禍のもと様々な不安や悩み、背景を有する生徒の抱える課題等が表面化しており、とりわけ府内中学校における不登校生徒数の増加は顕著となっている。このような状況を踏まえ、子どもたちの多様なニーズに応じて柔軟に学べる府立高校のあり方について検討する必要がある。

さらに、国においては、令和3年1月、中央教育審議会がとりまとめた『『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（答申）」を受け、「普通教育を主とする学科」の弾力化をはじめとする高校の特色化・魅力化、誰一人取り残されない学びの保障に向けた動きが進んでおり、府としても、普通科を中心に、特色を活かした魅力ある学校の実現に向けた教育基盤の底上げを図ることが求められている。

あわせて、これらの多様なニーズに応え、学習機会を保障する学科・課程にふさわしい、入学者選抜制度を検討する必要があることから、本テーマについて、学校教育審議会にご審議をお願いするものである。

# 第46回学校教育審議会資料

---

# 目 次

---

- 1 前回答申（今後の府立高校のあり方等について）…………… 1 ページ
- 2 多様化する生徒への対応…………… 2～14ページ
- 3 日本語指導が必要な生徒への対応……………15～18ページ
- 4 普通科の魅力化・特色化……………19～22ページ
- 5 学校教育審議会でご議論いただきたい内容……………23ページ

# 1. 前回答申（今後の府立高校のあり方等について）

## 大阪府学校教育審議会答申（R4.1）

### ■ 諮問内容

・グローバル化が進展し、少子化が加速していく今後の社会を見据え、これまでの府立高校の取組みを総括したうえで、**多様な子どもたちの学びを保障し、希望する進路を実現するなど、府民ニーズに応え、未来の大阪を担う人材を育成するため、今後の府立高校のあるべき姿等について諮問**

### ■ 答申内容

- ・急激な少子化が進行する中、**府立高校の入学者選抜における志願倍率の二極化、障がいのある生徒や日本語指導が必要な生徒、家庭状況等による支援を要する生徒の増加など、府立高校を取り巻く状況は大きく変化している。**
- ・そのような状況を踏まえつつ、「**生徒の多様性に応じて誰一人取り残すことのない教育**」「**個性や才能を伸ばし自己肯定感をはぐくむ教育**」をめざすべきである。
- ・また、「教育の機会均等の確保」、「教育の質の向上」、「学校の特色と魅力づくり」の面から審議を重ね、今後、展開・実践することが望ましい事項として、以下を提言。

#### 生徒のニーズに応じていく就学機会の確保

インクルーシブ教育システムの考え方をより具体的・実践的に行う高校の設置

#### 生徒の状況に応じた学習・支援機能の充実

日本語支援、保健、医療、福祉等の専門人材が府立学校全体をカバーできる仕組みの整備  
大学や民間企業をはじめ外部との連携による多様な探究活動等、多様な取組みの推進

#### 卒業後をみすえた進学・就職の支援

一人ひとりの個性、能力を最大限発揮し、自ら考え・行動するために必要な能力や態度の育成

#### 特色ある魅力づくりに向けた教育基盤の底上げ

高校・支援学校全体のネットワーク化を図り、各校の特色ある教育活動等を共有・活用する仕組みについて検討

#### 学校運営を支える仕組みの充実

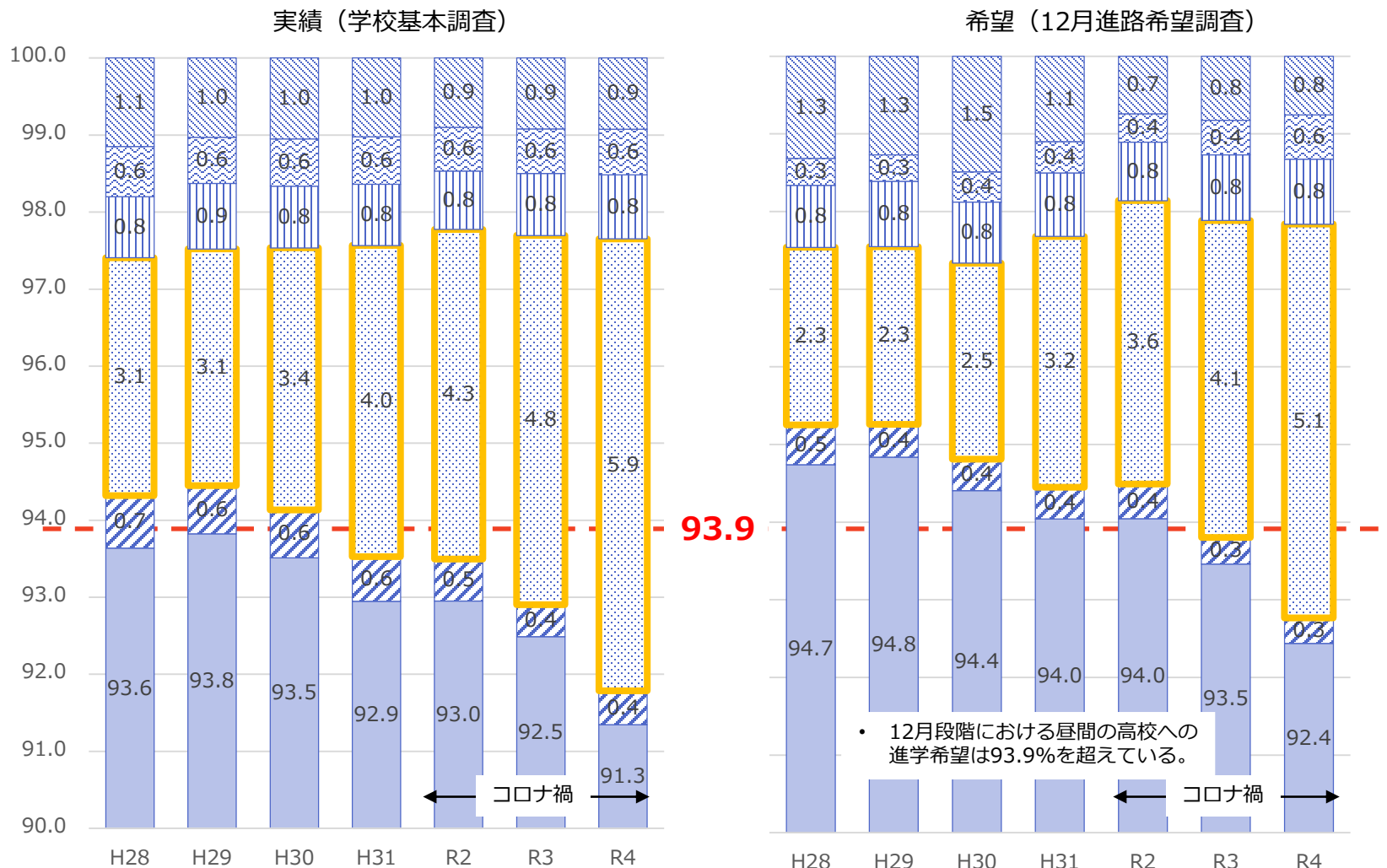
生徒・保護者・府民に、様々な手段・媒体を用いて分かりやすく広報を行い、理解・協力を得る

府立高校改革  
の具体的な  
方向性を検討

## 2. 多様化する生徒への対応

### 現状と課題①（昼間の高校への進学率の推移）

- 12月段階における昼間の高校への進学希望は、令和2年度まで計画進学率（93.9%）を超過していたが、昼間の高校への進学率の実績は、直近では平成29年度選抜をピークに減少
- 平成29年度以降、昼間の高校への進学率が低下し、通信制の課程への進学率が増加



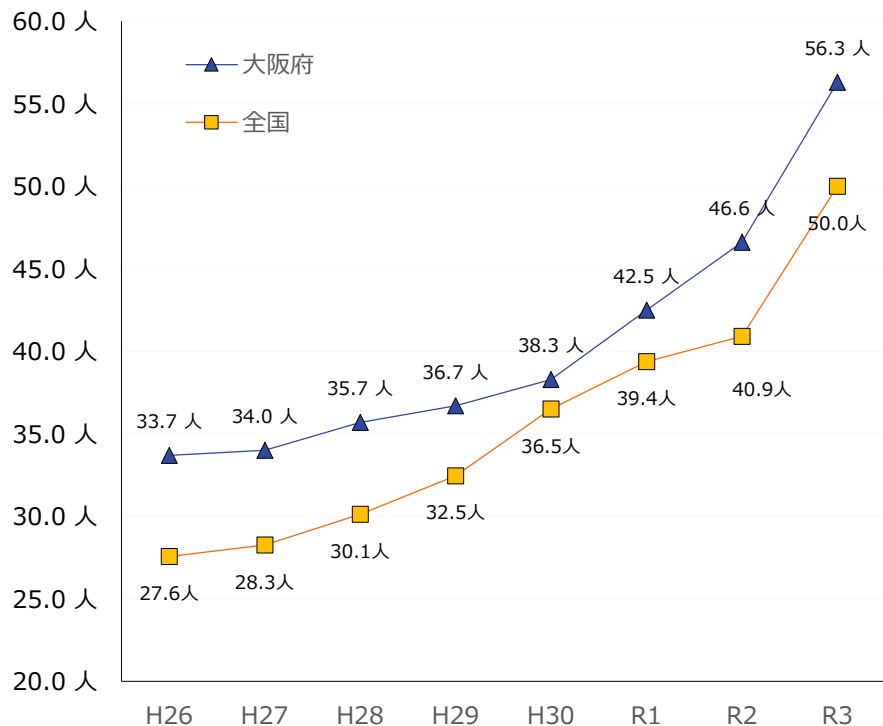
※R5の実績値は8月ごろ判明

■ 昼間の高校 ■ 定時制の課程 ■ 通信制の課程 ■ 支援学校高等部 ■ 専修学校等 ■ その他

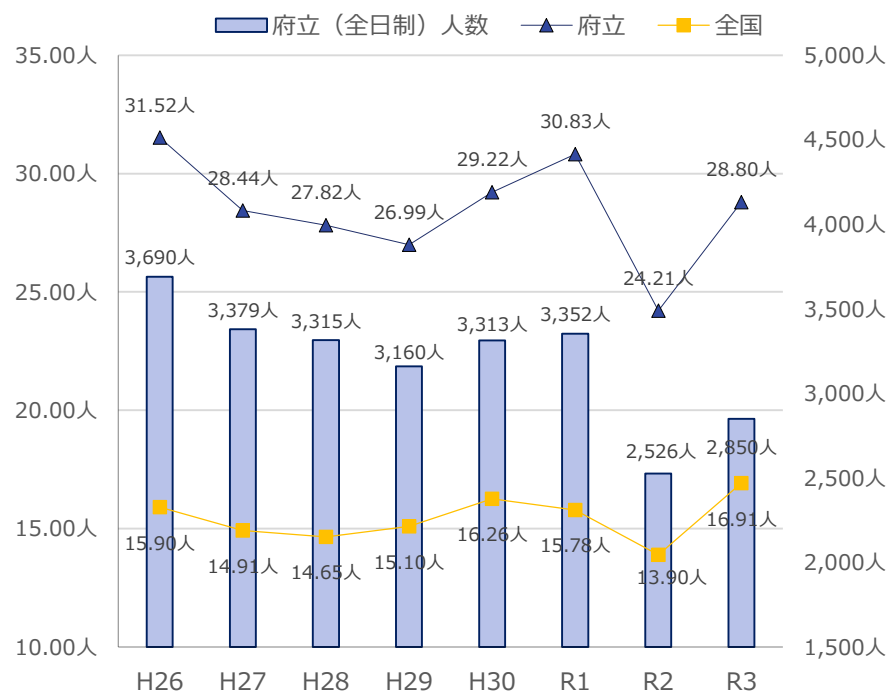
## 現状と課題②（不登校生徒の推移）

- 大阪府における公立中学校の不登校生徒数の千人率は年々上昇しており、特にH30年度以降、急激に伸びている。また、大阪府における公立中学校の不登校生徒数の千人率は、全国平均より高い。
- 府立高校（全日制の課程）の不登校生徒数の千人率は、増減があるものの、全国平均を上回る状況が続いている。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、対面によるコミュニケーションが不足し、人間関係や友人関係を適切に構築できなくなったことが、不登校生徒数の増加の要因の1つであると考えられる。

中学校における不登校生徒数の千人率（府内公立中学校、全国）



府立高校（全日制の課程）における不登校生徒数と千人率（府立高校（全日制）・全国）

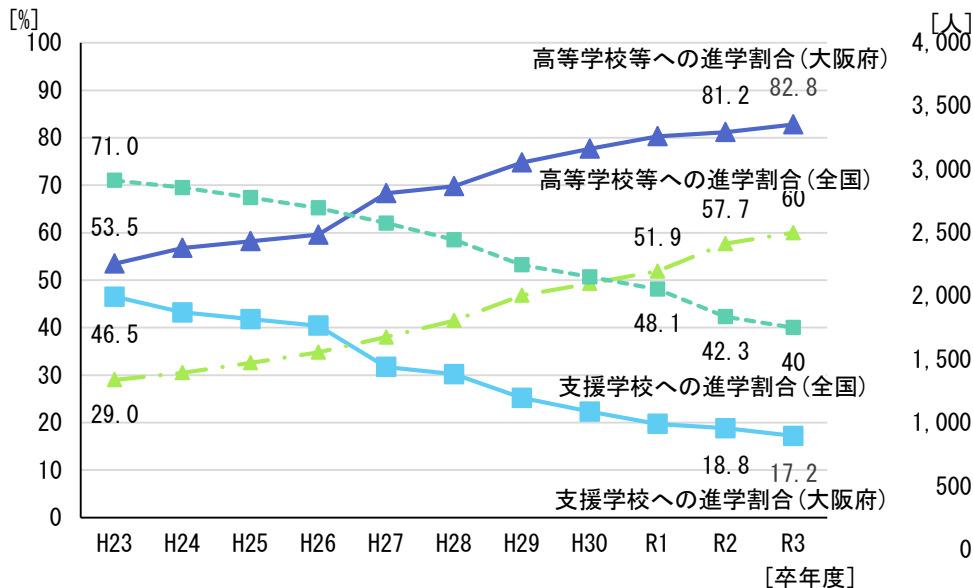


# 現状と課題③（支援の必要な生徒の推移等）

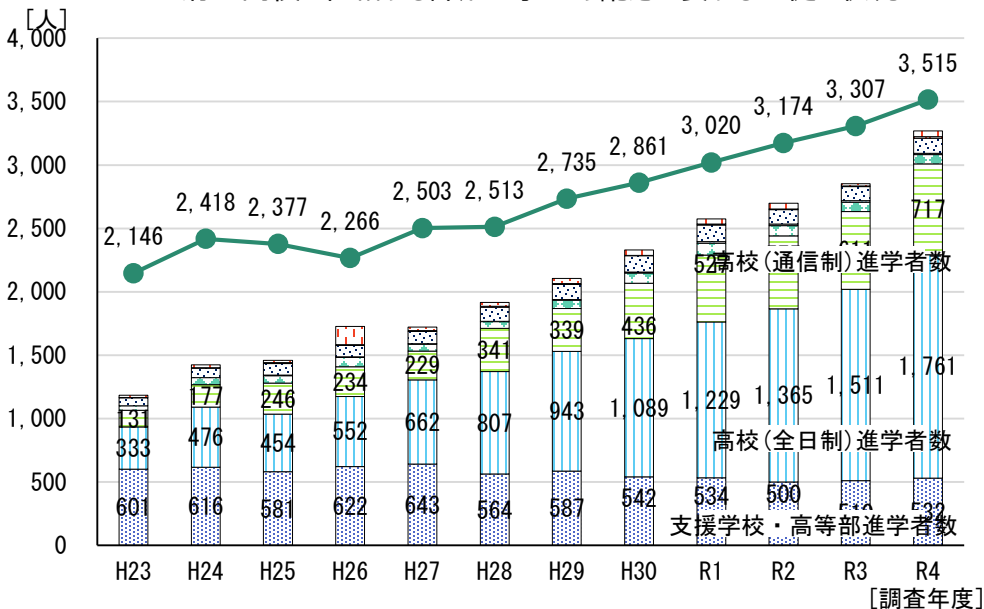
## ◇ 支援の必要な生徒の推移

- 支援学級に在籍していた生徒の高等学校への進学割合が全国的に増加。大阪府は、その傾向がさらに顕著。
- 府立高校に在籍する配慮を要する生徒は増加傾向。

中学校等支援学級に在籍していた生徒の進学割合(大阪府・全国)の推移

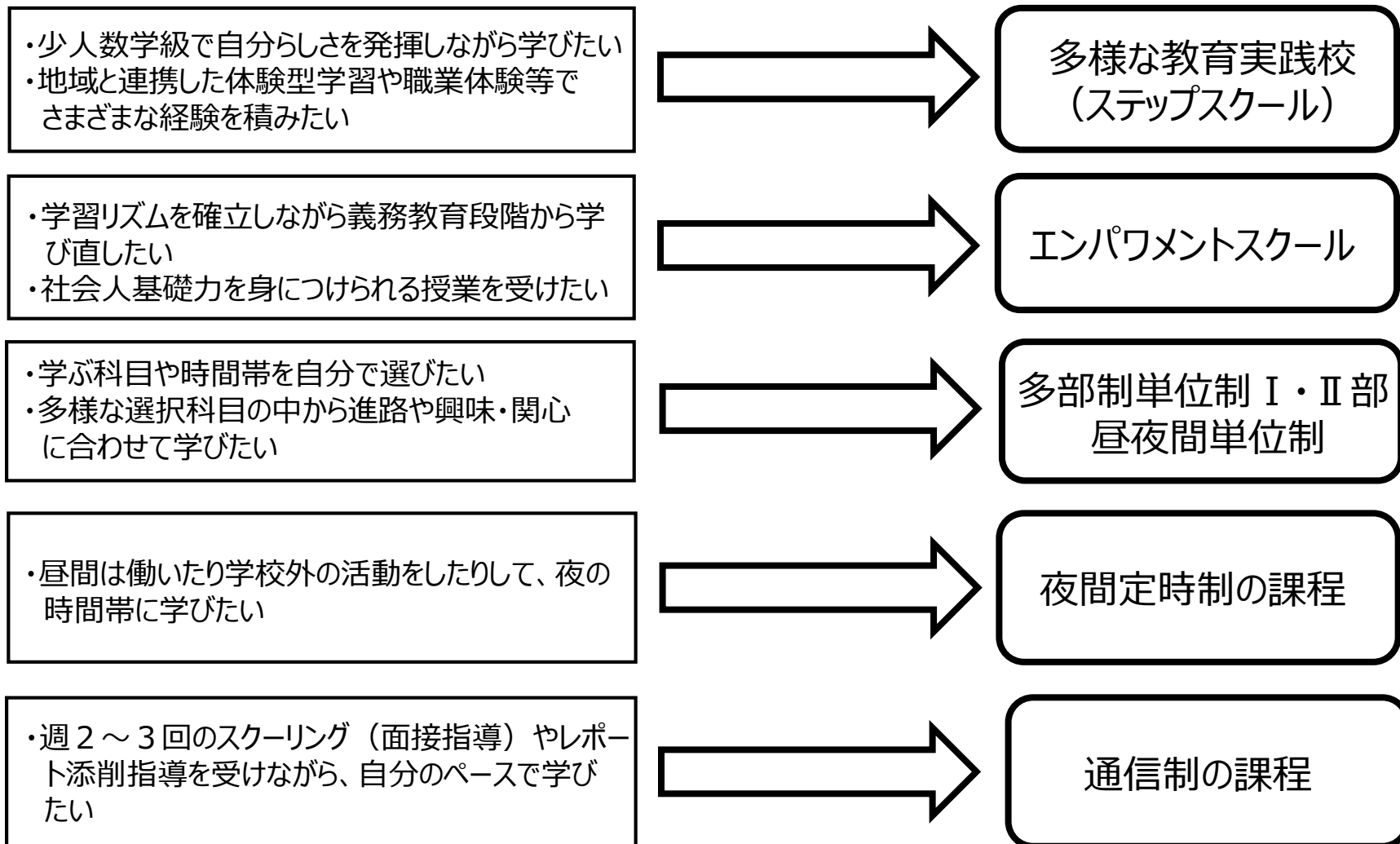


支援学級に在籍していた府内公立中学校等の卒業生の進路及び府立高校に在籍する障がい等により配慮を要する生徒の状況



## これまでの府の取組み（多様な学びを提供する学校）

- これまで、府においては、多様化する学びのニーズに応えるために、さまざまなタイプの学校を設置。





# 多様な教育実践校（ステップスクール）

## 大阪府学校教育審議会答申（R4.1）

○生徒の多様性への対応

中学校等の支援学級に在籍する生徒が高校等に進学する割合が全国に比べ相当に高いことから、これまで府立高校が培ってきた成果や他府県の事例を踏まえながら、インクルーシブ教育システムの考え方をより具体的・実践的に行う高校の設置について検討を行うべきである。

## 多様な教育実践校（愛称：ステップスクール）



府立西成高校と府立岬高校を指定校とし、令和6年度から単独改編

（一部の教育内容を令和5年度に先行実施）

### 学校コンセプト

義務教育段階までに学校生活での困りやつまずきを経験しながらも、高校生活をととして、就職や進学をみすえ、基礎的な学びや、地域と一緒に体験的な学びにチャレンジできる学校。

具体的には、次のような想いを実現できる学校をめざす。

- 人間関係をうまく築きたい
- 高校在学中にさまざまな経験をつみたい
- 集団での学びに不安があるが、充実した高校生活を送りたい

### 教育内容（例）

- 安心できる環境づくり
  - スクールカウンセラーの常駐化をはじめとする充実したサポート体制 等
- 個性を大切にする学習環境
  - 1クラス30人程度の徹底した少人数クラス編制や習熟度別学習の導入 等
- 地域とつながるカリキュラム
  - 地域企業などと連携した体験型授業や職業体験 等

# エンパワメントスクール

## 指定校：

淀川清流、成城、西成、長吉、箕面東、布施北、和泉総合、岬  
(西成・岬は、令和6年度から多様な教育実践校に改編)

## ■ 教育課程等

- ◆ 生徒の「わかる喜び」や「学ぶ意欲」を引き出すため、**義務教育段階からの「学び直し」のカリキュラムを設定**
- ◆ 学習リズムを確立し、基礎学力を身に付けるため、**1年次の国語・数学・英語は毎日各30分のモジュール授業を実施**
- ◆ 国語・数学・英語の3教科の授業は、3学年を通じて、習熟度別・進路希望別で実施
- ◆ 社会人基礎力を身に付けるための「エンパワメントタイム」では、「正解が1つでない問題」について考える授業を実施

## ■ そのほかの特色

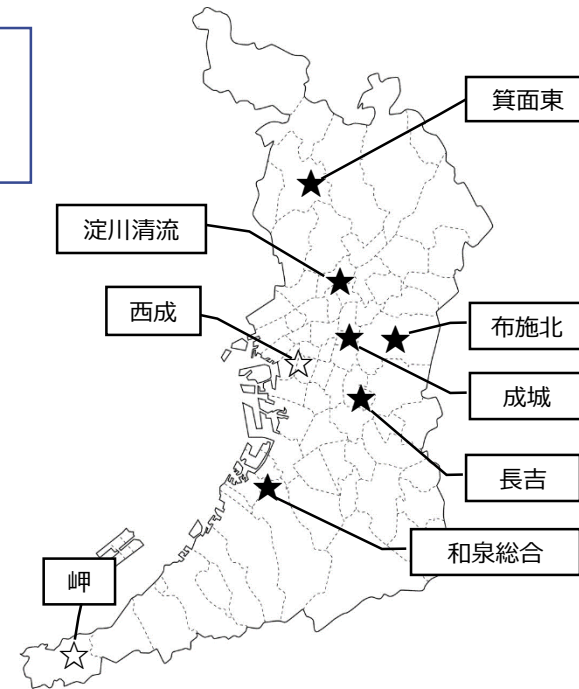
- ◆ 学校規模は、1学年6学級35人
- ◆ 入学者選抜においては、募集人員の最大50%を面接、自己申告書、調査書中の活動・行動の記録を資料として選抜する独自の手順を設け、生徒の意欲を積極的に評価
- ◆ スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）、キャリア教育コーディネーター（CC）を配置し、生徒の学校生活を支援するとともに、卒業後の社会的自立に向けたキャリア教育を推進

## 成果：

- ・ 欠席及び遅刻者数の減少
- ・ 進路決定率の上昇
- ・ 生徒の学習に対する苦手意識が改善

## 課題：

- ・ 生徒の自己実現を支援するために専門人材の活用による支援の充実が必要。
- ・ 各校の生徒の状況を踏まえたカリキュラム編成等の柔軟化の検討とあわせて、エンパワメントスクールにおける成果や有効性が認められたカリキュラム、指導法などの他校への展開についての検討が必要。



# 多部制単位制 I・II 部、昼夜間単位制

設置校：大阪わかば（多部制単位制 I・II 部）  
中央（昼夜間単位制）

## ■ 特色

- ・ **自分の生活スタイルに合わせて学ぶ時間帯を選択**
- ・ 所属する部（時間帯）と他の部（時間帯）の教科・科目を履修することにより、3年での卒業が可能
- ・ 多様な選択科目を設定し、進路希望や興味・関心に合わせて科目選択ができる

## ■ 経過

- ・ 平成17年度に桃谷 I・II・III 部を設置
- ・ 令和2年度に桃谷 I・II 部を大阪わかばに改編（令和5年9月末閉部予定）
- ・ 令和4年度に昼夜間単位制の中央が大阪府に移管



## 成果：

- ・ 特色ある教育システムにより、生徒の多様な学び方のニーズに対応
- ・ 体験的な学習など特色ある選択科目や、多様な科目の設置、土曜講座等により、生徒の学習意欲が向上
- ・ 少人数指導やきめ細かい教育相談など、生徒の状況に応じた指導・支援により、学校定着や生徒の自己実現を促進

## 課題：

- ・ 社会の変化に伴い、生徒のニーズも大きく変化し、より柔軟な教育システムや多様な支援を必要とする生徒が増加
- ・ 今後、通信制高校や多様な教育実践校等、多様な学びを提供する学校のあり方の検討に伴い、多部制単位制及び昼夜間単位制のあり方についても整理が必要

## 夜間定時制の課程

- (普通科) 桜塚、春日丘、寝屋川、布施、桃谷、大手前、三国丘
- ★(総合学科) 成城、和泉総合、都島工業・、西野田工科、今宮工科、工芸、茨木工科、藤井寺工科、堺工科、佐野工科
- ★(工業科等) 都島第二工業、第二工芸

### ■ 概要

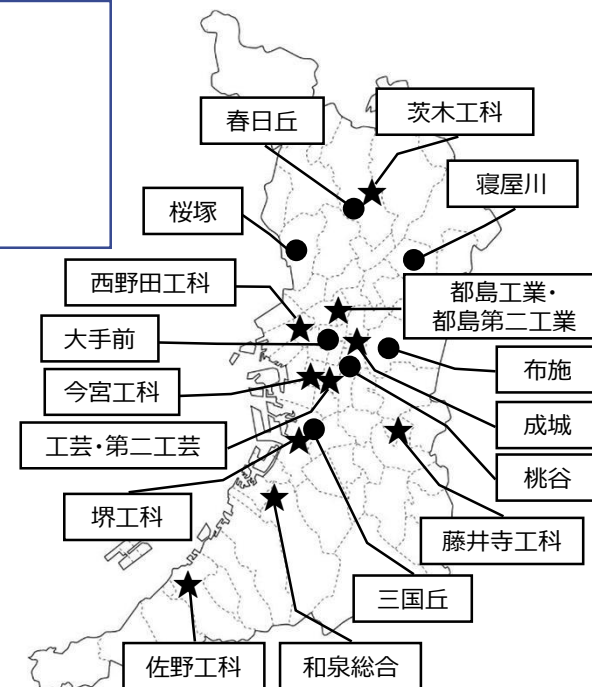
夜間に授業を行い4年で卒業。定通併修等により、3年で卒業もできる。

### ■ 夜間定時制高校の役割

中学校卒業後に就労・不登校など様々な理由で全日制の高校に進学することが困難な青少年に対して夜間に高校教育を受ける機会を設け、セーフティネットの役割を担っている。

### ■ 昨今の特徴

勤労青少年に加えて、全日制の課程からの編・転入学をする生徒、不登校経験者や中途退学者、障がいのある生徒など、多様な動機や学修歴を持つ生徒の入学が増えている。



### 成果：

・SSWの配置などの取組みにより、社会資源（福祉機関や医療機関など）との連携が進み、生徒が安心して安全に学習できる環境が整い、中退率は減少傾向にある。

### 課題：

- ・ 志願倍率低下による学校の小規模化に伴い、授業や行事などの学校運営に支障をきたしていること。
- ・ 夜間定時制の課程の役割を踏まえつつ、望ましい学習環境の確保に向けた対応方策の検討が必要。

# 通信制の課程

設置校：桃谷（普通科）

## ■状況

- ・近年では、中学校卒業等者の進路選択が多様化し、通信制高校へのニーズが高まっている。また、府立桃谷高校においては、全日制の課程からの編転入学生や個別の支援を必要とする生徒等、様々な学修歴や入学動機を持つ生徒が入学している。
- ・昼間部の編転入学による受入れに係る志願倍率が高い水準で推移している。
- ・入学者選抜及び編転入学による受入れ機会は、年1回（4月）である。

## ■府の取組み

- ・令和2年度以降、多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部との併置の解消を進めるとともに、昼間部の募集人員の拡充を図ってきた。
- ・家庭環境を含む様々な背景により学校生活に不安を持つ生徒への一層きめ細かな対応を行うため、SC、SSW、CCを配置。

## 成果：

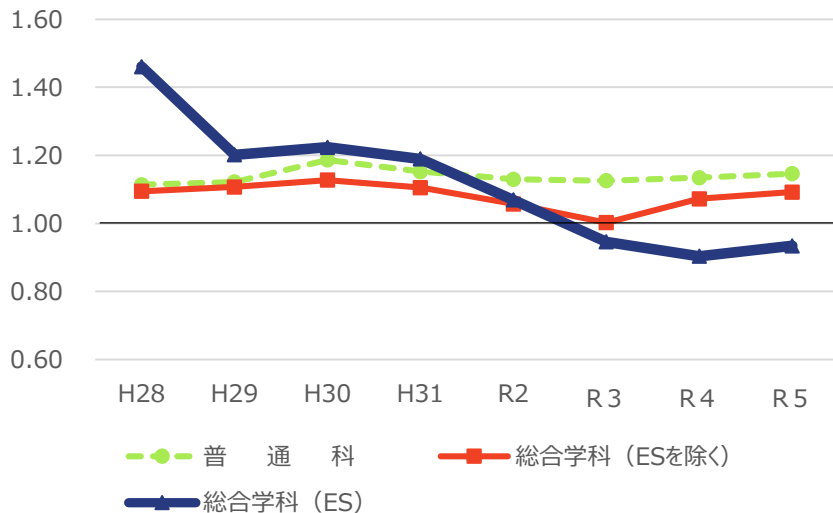
- ・入学者選抜における募集人員の拡充により、令和2年度選抜から令和4年度選抜までは、編転入学を除く全志願者を受け入れることができた。
- ・学校生活満足度が上昇した。  
(令和2年度：58.9%  
⇒令和3年度：63.4%)

## 課題：

- ・編転入学生に加え、近年の通信制高校への進学率の高まりを受け、中学校卒業等者についても十分な受入れ数を確保できていない。
- ・一方で、日・夜間部の志願倍率は低い状況であり、部を超えた履修の機会の設定が必要。
- ・編転入学による志願者を柔軟に受け入れるため、受入れ機会の拡大が求められる。
- ・遠方からスクーリングのために通学する生徒の時間的・経済的負担が大きい。



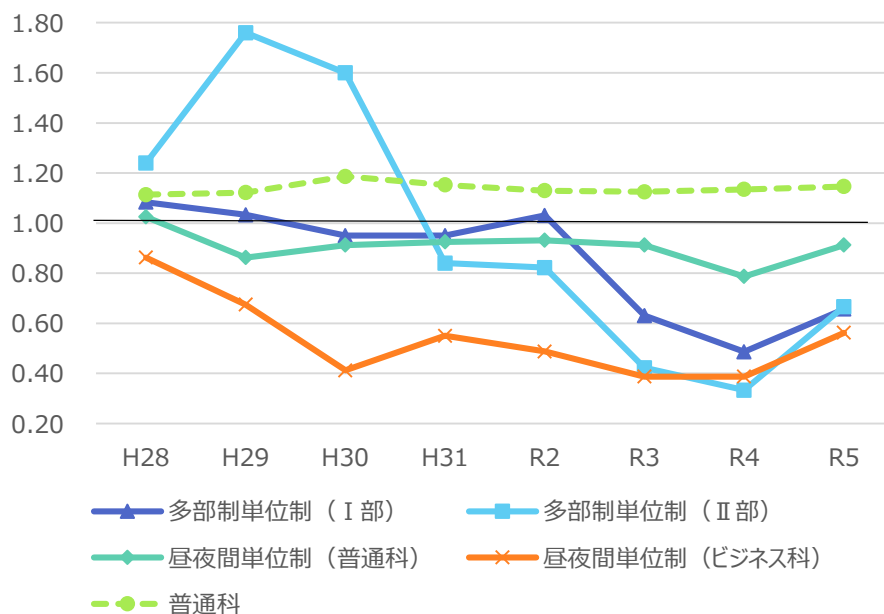
## ◇総合学科



■ 総合学科 (ES) は、中学校卒業生数の減少等により、近年、志願倍率は低下傾向

	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
普通科	1.11	1.12	1.19	1.15	1.13	1.13	1.13	1.15
総合学科 (ESを除く)	1.09	1.11	1.13	1.11	1.06	1.00	1.07	1.09
総合学科 (ES)	1.46	1.20	1.22	1.19	1.07	0.95	0.90	0.93

## ◇多部制単位制・昼夜間単位制



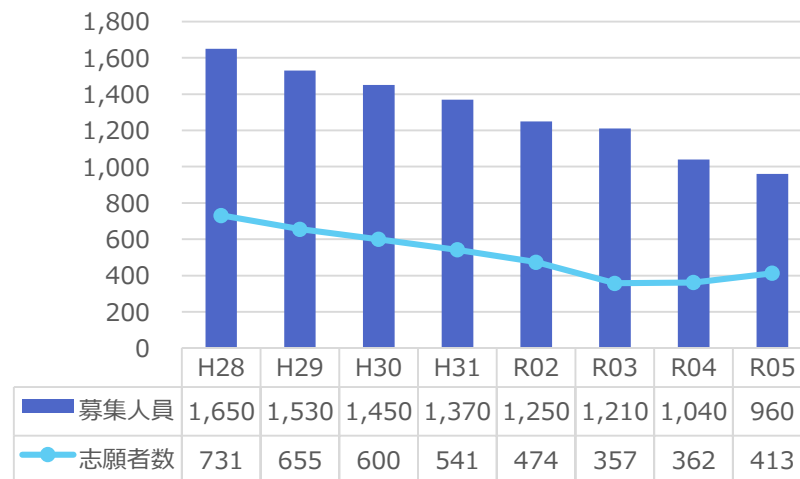
■ 多部制単位制の志願倍率は平成30年度までⅡ部で高水準であったが、以降低下

■ 昼夜間単位制は、ビジネス科で大幅な志願割れ

	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
普通科	1.11	1.12	1.19	1.15	1.13	1.13	1.13	1.15
多部制単位制 (I部)	1.08	1.03	0.95	0.95	1.03	0.63	0.49	0.66
多部制単位制 (II部)	1.24	1.76	1.60	0.84	0.82	0.42	0.33	0.67
昼夜間単位制 (普通科)	1.03	0.86	0.91	0.93	0.93	0.91	0.79	0.91
昼夜間単位制 (ビジネス科)	0.86	0.68	0.41	0.55	0.49	0.39	0.39	0.56

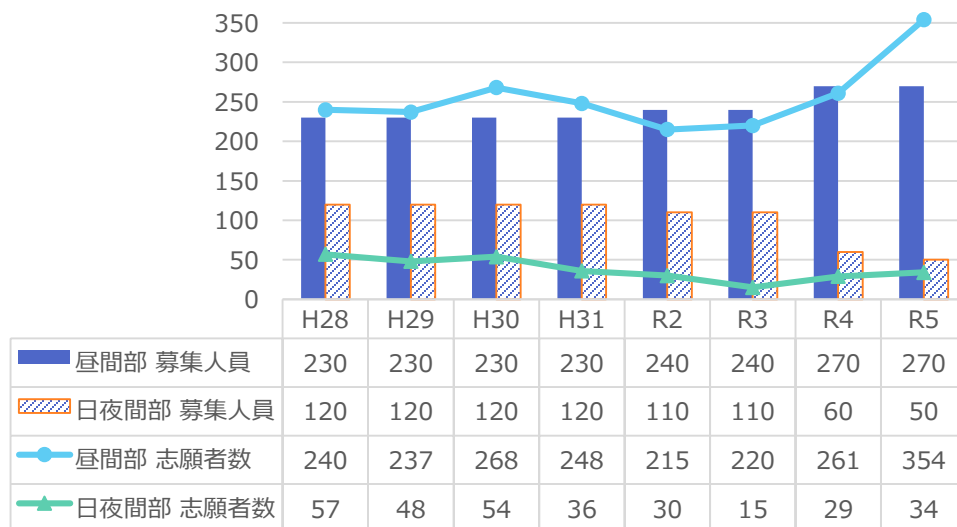
# 課程等ごとの志願状況：夜間定時制及び通信制の課程

## ◇夜間定時制の課程の志願者数の推移



■セーフティネットとしての役割を果たす一方で、大幅な志願割れが続いている

## ◇通信制の課程（府立桃谷高校）の志願者数の推移（編・転入学による受入れを除く）



■昼間部は令和2年度から令和4年度にかけて全志願者を受入れたが、令和5年度では募集人員を大きく上回る志願がある

■日・夜間部は志願割れが続いている

# 【参考】 国の動き

## ■ 不登校対策

### R5.3.31 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」

不登校の児童生徒全ての**学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整える**

- **不登校特例校の設置促進**
- 校内教育支援センターの設置促進
- 教育支援センターの機能強化
- 高等学校等における柔軟で質の高い学びの保障
- 多様な学びの場、居場所の確保

心の小さなSOSを見逃さず、「**チーム学校**」で支援する

- 一人一台端末を活用し、心や体調の変化の早期発見
- 「チーム学校」による早期支援
- 保護者支援

学校の風土の「見える化」を通して、学校を「**みんなが安心して学べる**」場所にする

- 学校の風土の「見える化」
- 授業改善
- いじめ等の問題行動に対する毅然とした対応の徹底
- 児童生徒が主体的に参画した校則等の見直しの推進
- 快適で温かみのある学校環境整備
- 学校を、共生社会を学ぶ場に

## ● 不登校特例校

不登校児童生徒等の実態に配慮した特別の教育課程を編成することができる学校

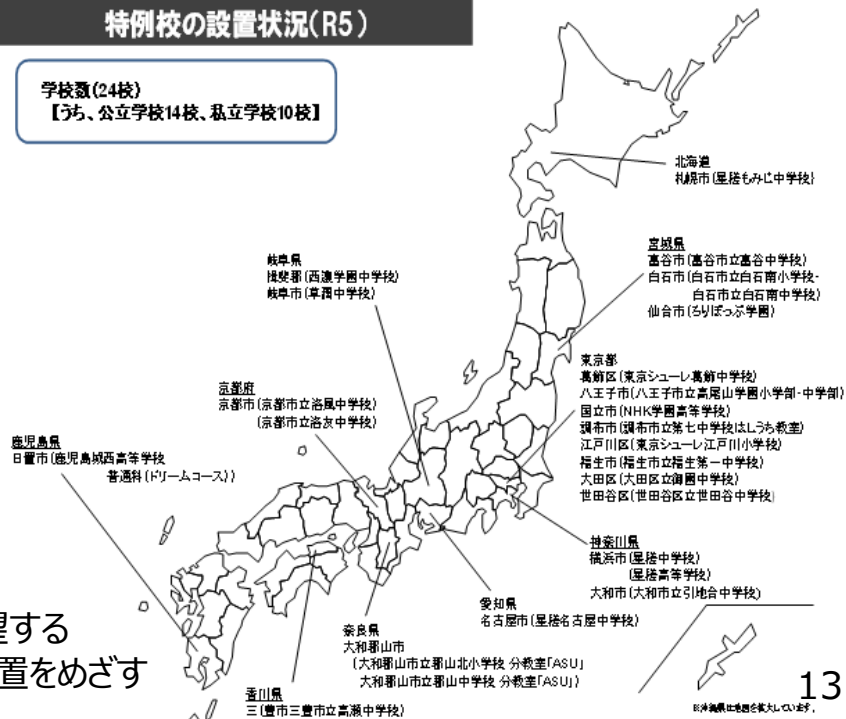
### 設置状況（全国） 不登校特例校 24校（R5現在）

設置状況	小学校	中学校	高校
公立	1	11	0
	小中併設 2		
私立	2	5	3

➤ 早期に全都道府県・政令指定市の設置を進め、将来的には希望する児童生徒が身近に通えるよう、分教室型も含め300校程度の設置をめざす

### 特例校の設置状況(R5)

学校数(24校)  
【うち、公立学校14校、私立学校10校】





- 中学校段階で不登校を経験した生徒や、府立高校に在籍する支援の必要な生徒など、課題を抱える生徒は近年増加傾向
- 一方で、通信制高校への進学者の増加など、子ども・保護者のニーズの多様化に伴い、昼間の高校（公立・私立含む）への進学率が低下
- 府としては、これまでさまざまなタイプの高校を設置してきたが、エンパワメントスクールや多部制単位制、昼夜間単位制で近年志願者が減少傾向  
また、夜間定時制の課程で大きく志願割れが生じている一方で、通信制である桃谷高校は志願者全員の就学機会の確保ができていない



生徒のニーズにあわせて柔軟に学べる高校のあり方を検討

### 3. 日本語指導が必要な生徒への対応 現状と課題（日本語指導が必要な生徒数）

- 令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症対策の渡航制限が緩和され、渡日する生徒が増加
- 今後も大阪万博の開催に伴い、来阪する外国人が一層増加することが予想される

#### 府内公立小・中学校における日本語指導が必要な生徒数（大阪市・堺市を除く。）

	英 語	韓 国 ・ 朝 鮮 語	ス ペ イ ン 語	中 国 語	フィリピン語・ タガログ語	ベ ト ナ ム 語	ポ ルト ガ ル 語	ア ラ ビ ア 語	イン ド ネ シ ア 語	ウ ル ド ウ ー 語	シ ン ハ ラ 語	タ イ 語	ド イ ツ 語	ネ パ ール 語	バ シ ユ ト ウ ー 語	ビ サ イ ヤ 語	ヒ ン デ イ ー 語	フ ラ ン ス 語	ペ ル シ ヤ 語	ベ ン ガ ル 語	マ レ ー 語	モ ン ゴ ル 語	ロ シ ア 語	そ の 他	日 本 語 ※	計
小4	20	4	11	93	13	49	3	2	3	2	0	1	0	4	2	2	1	1	0	0	6	2	0	3	41	263
小5	9	1	11	101	8	37	7	4	1	2	1	1	0	5	1	1	1	4	0	1	4	0	1	2	40	243
小6	6	8	9	99	14	26	6	4	5	4	2	3	1	6	2	1	1	0	2	1	1	0	1	2	33	237
中1	2	4	8	84	14	24	1	4	2	2	1	1	1	5	2	1	1	1	0	0	2	1	1	0	41	203
中2	5	9	9	66	17	29	1	2	3	2	0	2	0	7	2	1	0	1	0	0	0	0	1	0	32	189
中3	6	5	5	110	18	29	5	3	1	4	0	1	0	3	0	2	1	0	0	0	1	0	0	0	19	213
合計	48	31	53	553	84	194	23	19	15	16	4	9	2	30	9	8	5	7	2	2	14	3	4	7	206	1348

令和4年度日本語指導が必要な児童生徒在籍状況調査より

※ 家庭及び日常生活において比較的使用頻度の高い言語は日本語であるが、日常会話が十分にできない生徒、あるいは、日常会話はできても学年相当の学習言語が十分に習得できていない生徒

#### 令和4年度府内公立中学校における日本語指導が必要な生徒数（中学3年生）

	5月1日現在	～10月の増	合計
府域	213	6	219
大阪市	183	28	211

# 日本語指導が必要な生徒の受入れ枠を設定している学校

## 指定校：

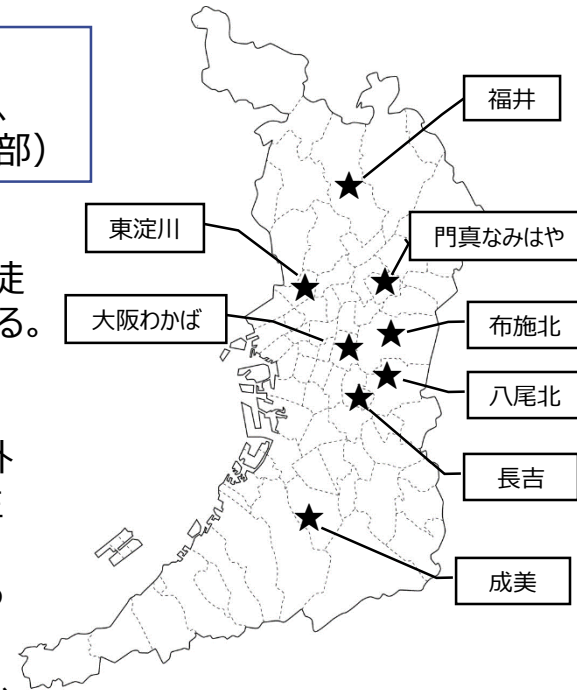
東淀川（普通科）、福井、門真なみはや、八尾北、成美（以上、総合学科）、長吉、布施北（以上、総合学科ES）、大阪わかば（多部制単位制普通科Ⅰ部）

## ■ 状況

府立高校における日本語指導が必要な生徒数は年々増加し、これらの生徒が在籍する学校数は40校を超えるとともに、母語の数は約20言語にわたっている。加えて、受入れ経験の少ない学校への少数散在化が進んでいる。

## ■ 府の取組み

- ・平成13年度選抜より、特別枠を設けて行う「日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜」を実施。一般選抜等においても日本語指導が必要な生徒等に対して受験上の配慮の措置を行っている。
- ・学習の動機付けや学習意欲の向上を図るため、日本語指導・母語指導のできる人材や外国にルーツのある人材を派遣している。
- ・ICTを活用し、日本語指導のできる各校の教員が遠隔から支援を行う取組みや、同じルーツのある各校の生徒同士が遠隔で交流する取組みなどを進めている。



## 成果：

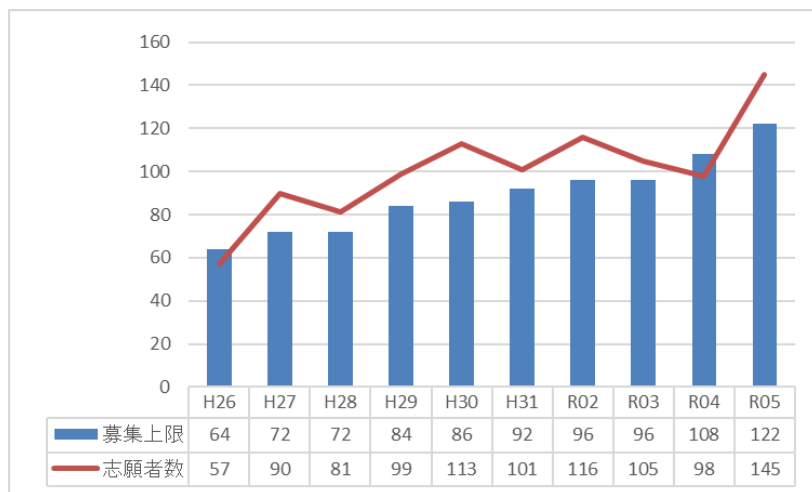
- ・選抜における配慮をはじめ、外部人材の派遣、教員向け研修の実施等きめ細かな支援を行うことができた  
⇒府立高校に在籍する日本語指導が必要な生徒の中途退学率（6.2%）と進路未定率（9.7%）は、全国（それぞれ、9.6%、18.2%）と比較していずれも低い。  
(令和4年1月大阪府学校教育審議会答申より引用)

## 課題：

- ・今後も日本語指導が必要な生徒数は増加が見込まれるが、十分な受入れ枠が確保できておらず、少数散在化が進んでいる。
- ・日本語の習得状況に加え、学びの習熟度も様々な生徒の進路実現に向けた、多様な授業が望まれる。
- ・外国の現地校で9年の課程を6月に修了し渡日した生徒を、円滑に高校への学びに繋げる必要がある。
- ・枠校間の連携や取組みの継承、また、日本語指導教員や外国語指導教員の確保が必要。

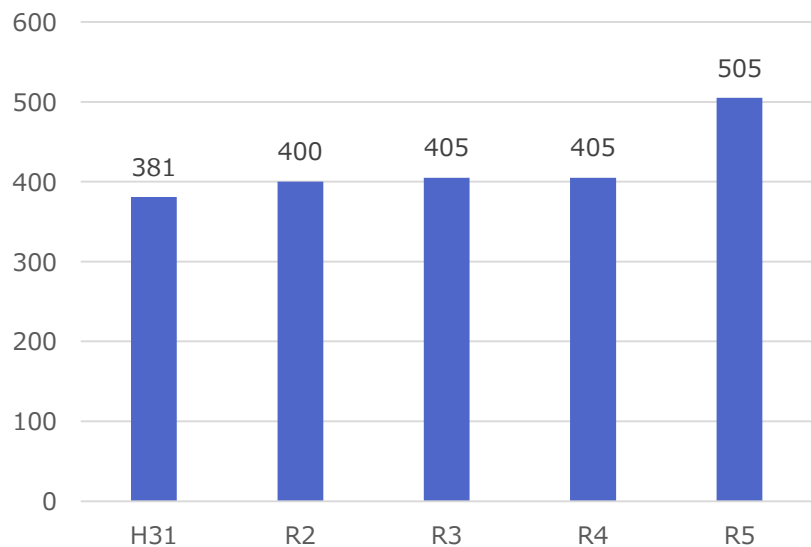
# 日本語指導が必要な生徒の在籍状況等

## ◇日本語指導が必要な生徒選抜実施校（8校）の志願者数の推移



- R4年度からR5年度にかけて募集上限を14人引上げ（108→122）たが、志願者数が47人増加し、結果として27人が不合格  
その結果、少数散在化が進んでいる
- 志願者全員を受け入れられるだけの募集人員が確保できていない

## ◇府立高校における日本語指導が必要な生徒数の推移



- R4年度からR5年度にかけて日本語指導が必要な生徒総数が100人増加

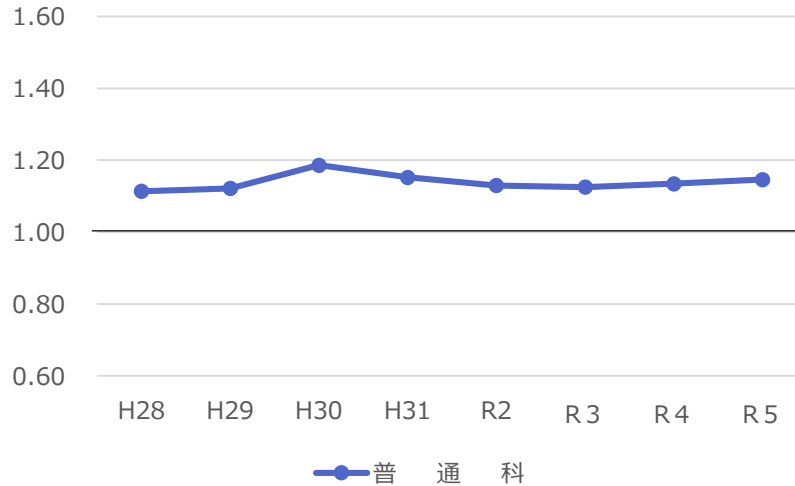
- 大阪府内で日本語指導が必要な生徒は、近年、増加かつ多言語化が進んでいる
- 一方で、「日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜」（特別枠選抜）の募集枠では、志願者全員のニーズに答えられていない
- そのため、特別枠選抜以外の選抜で、一部の高校に日本語指導が必要な生徒が入学し、少数散在化している



希望する進路に応えられる府立高校のあり方を検討

## 4. 普通科の魅力化・特色化 現状と課題（普通科の志願状況）

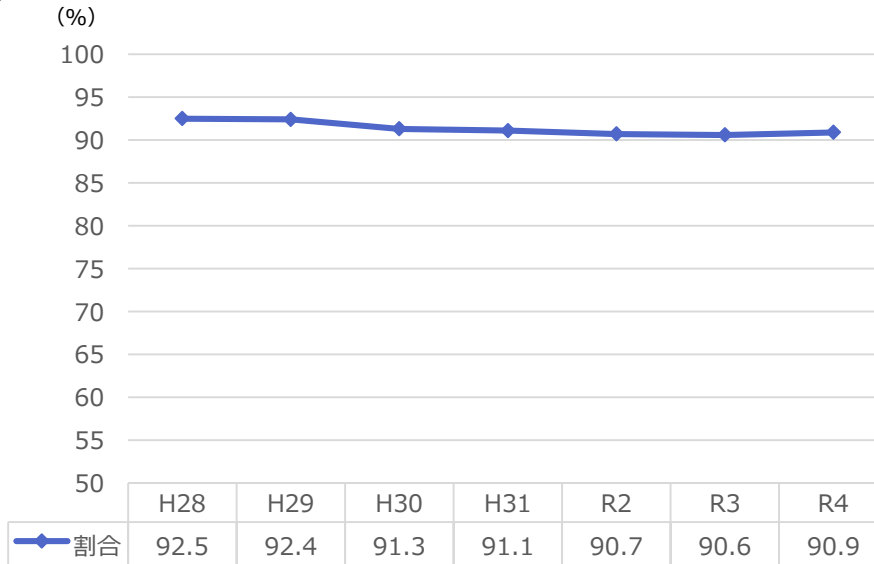
### ◇普通科（第1志望の志願倍率の推移）



■普通科の志願倍率は、平成31年度以降ほぼ横ばい

	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
普通科	1.11	1.12	1.19	1.15	1.13	1.13	1.13	1.15

### ◇普通科を第1志望とした志願者のうち、旧通学区域内の高校を志願した生徒の割合

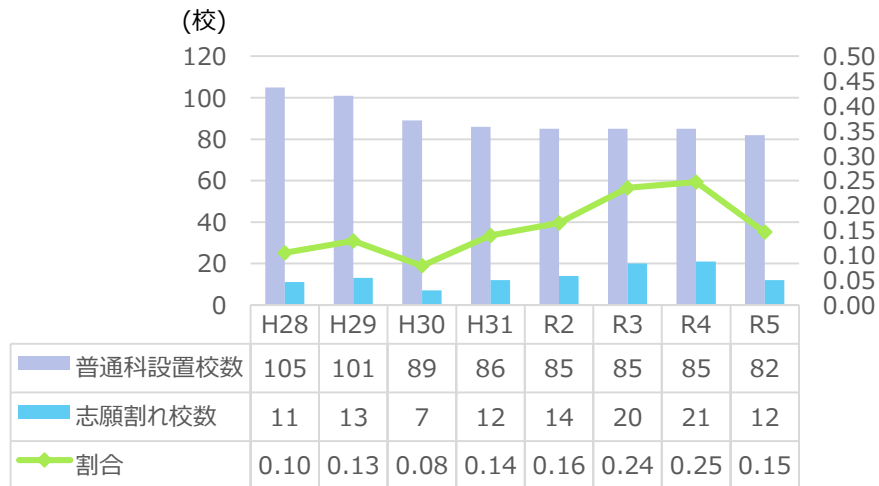


■平成26年度から通学区域を撤廃（4学区制から府内全域に変更）して以降も、普通科は概ね地元（鉄道沿線を含む）志向が強く、旧の通学区域を越えて志願する生徒の割合は1割未満にとどまっている。

## 4. 普通科の魅力化・特色化

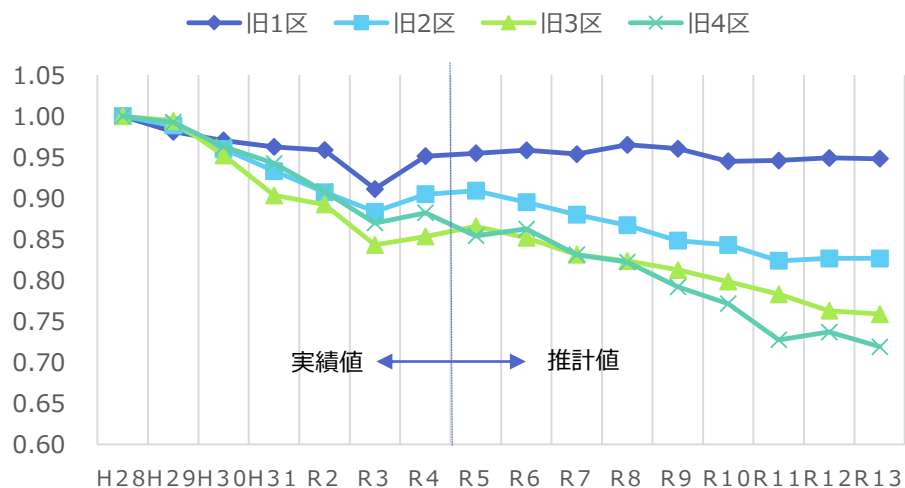
### 現状と課題（普通科の志願状況と旧通学区域の状況）

◇普通科設置校数と一般選抜において普通科で志願割れとなった学校数の推移



■ 改編等により普通科設置校数が減少する中、普通科での志願割れ校数は平成31年度以降10校を超えて推移している。

◇府内公立中学校の卒業生数実績・推計（対H28実績比率）

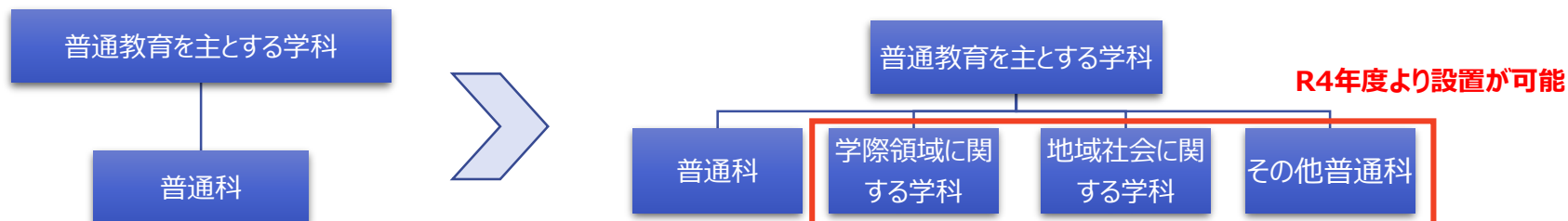


■ 府内公立中学校の卒業生数の減少比率は、地域によって差が大きい

(H28年度実績に対するR13年度推計数との比)

旧1区	0.95	旧2区	0.83
旧3区	0.76	旧4区	0.72

## ■ 普通科改革



### 学際領域に関する学科

- SDGsの実現やSociety5.0の到来に伴う諸課題に対応するために、学際的・複合的な学問分野や新たな学問分野に即した最先端の特色・魅力ある学びに重点的に取り組む学科  
⇒大学等との連携協力体制を整備

### 地域社会に関する学科

- 地元自治体を中心とする地域社会が抱える諸課題に対応し、地域や社会の将来を担う人材の育成を図るために、現在及び将来の地域社会が有する課題や魅力に着目した実践的な特色・魅力ある学びに重点的に取り組む学科  
⇒地域の行政機関との連携体制を整備

### その他普通科

- スクールミッションに基づく特色・魅力ある学びに重点的に取り組む学科

- 普通科においても、生徒や地域の実態に応じた**特色・魅力ある教育を実現**
- 生徒が社会の持続的発展に寄与するために必要な資質・能力を育成するための**多様な分野の学びに接する**ことができるようにする



- 普通科全体の志願倍率は横ばいであり、  
また、普通科において旧通学区内の高校を志願する者は90%を超えて推移
- 一方、近年、定員に満たない（募集倍率1.0未満）普通科は、全体の  
2割程度、10校以上で推移
- また、今後10年間の府内公立中学校卒業者の減少率は、  
旧1・2学区よりも旧3・4学区の方が大きくなることが見込まれる



各校の特色などを活かした普通科の魅力向上等、教育基盤の底上げを検討

## 5. 学校教育審議会でご議論いただきたい内容

### 諮問事項

府立高校改革の具体的な方向性とそれを踏まえた入学者選抜制度のあり方について

### 審議のテーマ

- ・ 全日制の課程を志願する生徒の減少について
- ・ 多様なニーズに応える学習機会の保障
- ・ これからの府立高校改革の方向性
- ・ 上記を踏まえた入学者選抜制度の検討

### 今後のスケジュール（案）

審議予定	時期	審議内容
第1回	令和5年7月13日	現状と課題認識
第2回～	令和5年8月～12月	全日制課程を志願する生徒の減少について 多様なニーズに応える学習機会の保障
	令和6年1月	中間報告
	令和6年3月～7月	これまでの審議を踏まえた入学者選抜制度の検討
	令和6年8月	答申